

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：探偵業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第14条
処 分 の 概 要：探偵業者に対する指示
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」 のとおり
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

